

第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方

1 子どもの読書活動の意義

読書活動(※1)は、「子ども(※2)が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」(子どもの読書活動の推進に関する法律第2条)です。また、「読む力」は最も基本的な学力のひとつであり、読書活動は、論理的な思考力を高め、主体的に学ぶ力の基礎、知的活動の基礎を育みます。高度情報化、国際化等が急激に進行し、大きな変革期を迎えている今日、新しい時代を担う子どもたちが、読書活動に取り組むことで自らの心を育て、未知なる世界への関心を高め、生涯にわたって主体的に生きる力を育むことは私たち大人の願いです。こうした観点から、社会全体で子どもの読書活動の推進を図っていくことは極めて重要であり、市民総ぐるみでその環境を整えていく必要があります。

2 社会的経緯

国は、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、基本理念や国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、4月23日を「子ども読書の日」(※3)と定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしました。その第4条において、地方公共団体は、「子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされており、各地方公共団体は、自らの判断と責任の下、このような責務を十分認識し、必要な体制の整備等に努めることが求められています。この法律を受けて、翌年8月には、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備を推進することを基本理念とする「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が定められ、さらに平成20年3月には、その成果や課題、諸情勢の変化等を踏まえた新たな基本計画が策定されました。

この間、子どもの読書活動に関連する法整備が進められ、平成18年12月には「教育基本法」が、翌年6月には「学校教育法」が改正され、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」(学校教育法第21条)等が掲げられました。

一方、三重県においては、国の基本計画や法律を受けて、平成16年3月に「三

重県子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭や地域、学校等と協力して、子どもの読書活動を推進してきました。そして、その間の成果と課題等を踏まえながら、平成21年11月には「第二次三重県子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもが読書活動を行う場である家庭、地域、学校等の役割を明確にするとともに、読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発の3つの観点に沿って、「子どもと本をつなぐ」方策の方向性を示しました。

このような状況の中、本市では、国及び県の策定した計画を受け、平成20年3月に「松阪市子ども読書活動推進計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、本市の実情に応じた子どもの読書活動を推進するため、取り組みを進めてきました。また、それに先立ち、本市教育の基本的な目標や具体的な施策について目指すべき方向性を明らかにするために、平成19年1月に本市教育委員会が策定した「松阪市教育ビジョン ～夢を育み 未来を切り拓く松阪の人づくり～」には、「子どもの読書活動を支える条件整備」（夢ナビゲーションⅡ－11 本との出会いを大切にする読書教育の推進）や、「市民の身近な学びの場となる図書館施設の整備・充実」（夢ナビゲーションⅢ－3 市民が集い、学び合える環境の充実）が掲げられました。

5か年が経過した今年度、第一次計画で取り組んだ各種事業の成果と課題を踏まえながら、継続して、子どもが本に出会う環境を整備し、子どもの読書活動をさらに推進するため、「第二次松阪市子ども読書活動推進計画」を策定します。

3 子どもを取り巻く環境の変化

今日の情報メディア・情報媒体の急速な発達・普及により、私たちは大量の情報を簡単・瞬時に入手し、手軽に利用できるようになりました。このような情報化によって利便性が向上した反面、膨大で雑多な情報の洪水に子どもたちがさらされる危険も伴い、テレビ、インターネット、ゲームなどに時間を費やしすぎることによる実体験の不足や子どもの発達に及ぼす影響などが懸念されています。さらには、核家族化、ライフスタイルの多様化等、子どもの生活環境の変化なども相まって、いわゆる「子どもの読書離れ」が指摘されています。

また、平成16年と平成19年に公表された「OECD生徒の学習到達度調査」において、子どもたちの読解力の向上が課題であることが明らかになりました。問題解決能力の不足や基礎学力の低下、論理的な思考力の未熟さなども社会的関心を集めています。

4 計画の基本的な方針

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、本市における子どもの読書環境の整備と必要な体制づくり、子どもの読書活動の意義・重要性の普及啓発等、子どもの読書活動に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。子どもの読書活動の推進は、子どもたちの健やかな成長を願う私たち大人の役目であるにとらえ、家庭や地域、市内の保育園・幼稚園・小学校・中学校（以下「園・学校」という。）、松阪市松阪図書館・嬉野図書館（以下「図書館」という。）がそれぞれの役割を果たすことはもとより、相互に連携・協力しながら、次の基本的な方針に基づき、市民総ぐるみで積極的に取り組みます。

～子どもたちが心に残る本と出会うために～

①自主的な読書活動の推進

子どもの発達段階や個性に応じて、興味関心を尊重しながら、子どもたちが本に出会うきっかけづくりや、読書習慣の基礎づくりができるよう、またより深く読書の楽しみが得られるよう取り組みを進めます。

②読書環境の整備・充実

子どもたちが本と出会える環境を整えるために、図書資料・設備等の整備・充実に努めるとともに、読書スペースの確保や展示方法の工夫等により、快適な環境づくりを進めます。

③読書活動の推進体制の整備

子どもと本との出会いを支える人づくりの一環として、読書ボランティアや各施設職員などの資質向上を目指すとともに、家庭、地域、園・学校、図書館の相互連携や関係機関との連携・協力を図れる体制づくりを進めます。

④読書活動への理解と関心の普及

子どもの読書活動の意義と重要性について、子どもをとりまく大人の理解と関心を深め、市民総ぐるみで取り組むよう、様々な機会を活用した積極的な啓発・広報活動を進めます。

5 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から5か年とし、必要に応じて見直しを行います。